三(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　黒倉川
　(三)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十二年建設省告示第千七百九十一号で指定した同号二十三に掲げる土地の区域を除く。）
　愛知県北設楽郡設楽町平山
　字向山　一〇番一一　一号
　一一番三　二号
　二九番一　三号及び四号
　一二番一　五号
　一三番一　六号
　一三番二　七号
　一四番　八号
　四番七　九号
　字向貝津　一番一八　十号
　字御堂ノ後　二〇番　十一号及び十二号
　一六番　十三号
　一九番　十四号
　一番一　十五号

○国土交通省告示第千二百六号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十二年十月二十六日
　国土交通大臣　馬淵　澄夫
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　新光寺の小川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
　鹿児島県垂水市新御堂
　字鍋ヶ久保　一三三五番三から一三三五番六まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　鹿児島県垂水市新御堂
　字鍋ヶ久保　一三三六番一　一号及び六号
　一三三五番六　二号
　一三三八番一　三号から五号まで

○国土交通省告示第千二百七号

　次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。
　平成二十二年十月二十六日
　国土交通大臣　馬淵　澄夫

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＨＶ	141313	ＩＷＡＴＥＳＡＮ	平成22. 9.15
ＪＤ3047	141219	77三協丸	22. 9.14
ＪＤ3090	141286	末広丸	22. 9. 6
ＪＤ3105	141306	宝伸丸	22. 9.22
ＪＤ3114	141324	海誠丸	22. 9.22

○国土交通省告示第千二百八号

　次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。
　平成二十二年十月二十六日
　国土交通大臣　馬淵　澄夫

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＥＴ	140942	飛洋丸	平成22. 9.15
８ＪＧＵ	125353	にゅーよーくはいうぇい	22. 9.10
ＪＲＢＢ	121697	ほくと	22. 9.24
ＪＤ2395	118602	第六十五永昌丸	22. 9.28
ＪＤ2758	135356	りゅうえい	22. 9.22
ＪＦ2102	120045	苗場	22. 9.27
ＪＧ4468	126869	第八十六稲荷丸	22. 9.16
ＪＧ4786	131102	ながせ	22. 9.13
ＪＨ3018	130024	亮栄丸	22. 9.13
ＪＨ3253	133278	末広丸	22. 9.29
ＪＨ3273	133173	喜美丸	22. 8.31
ＪＩ3130	125158	みさき	22. 9.15
ＪＪ3811	132313	第八大栄丸	22. 9. 8
ＪＫ4623	127904	富士山丸	22. 9.29
ＪＫ4923	131039	宝伸丸	22. 9.21
ＪＫ4980	131030	第八昭和丸	22. 9. 7
ＪＫ5155	132565	さんかつら	22. 9. 9
ＪＫ5481	134795	徳祥	22. 9.17
ＪＫ5566	136146	かみや丸	22. 9. 9
ＪＬ5812	131420	観幸丸	22. 9.10
ＪＬ5825	131483	第十朝朋丸	22. 9.29
ＪＭ4598	122903	第７ハト丸	22. 9.17
ＪＭ5069	124838	第35まるたか	22. 9. 1
ＪＭ5184	126903	第一弘和丸	22. 9.15
ＪＭ5781	130431	南西丸	22. 9. 1
ＪＭ5914	131313	第壱平成丸	22. 9.17
ＪＭ6175	132755	松栄丸	22. 9. 1
ＪＭ6212	133502	みなかた	22. 9.21
ＪＭ6452	134544	第六十一幸栄丸	22. 9. 7
ＪＭ6474	135483	第二山田丸	22. 9. 3

○国土交通省告示第千二百九号

　次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。
　平成二十二年十月二十六日
　国土交通大臣　馬淵　澄夫

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
Ａ02131033	平成14. 10. 8	125158	みさき
Ａ06111407	18. 9.20	133173	喜美丸

○国土交通省告示第千二百十号

　次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。
　平成二十二年十月二十六日
　国土交通大臣　馬淵　澄夫

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
Ａ05131069	平成17. 11. 30	128750	コンテックス
Ａ08131059	20. 12. 24	134684	ＯＭＣ

○環境省告示第六十七号

　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第二項の規定に基づき、愛知高原国定公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。
　変更後の区域を表示した図面は、環境省及び愛知県庁に備え付けて供覧する。
　平成二十二年十月二十六日
　環境大臣　松本　龍
一　追加する区域
　愛知県春日井市木附町の一部
　愛知県豊田市上高町、山中町及び京ヶ峰の各一部
二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第六十八号

　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第二項の規定に基づき、愛知高原国定公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。
　変更後の公園計画を表示した図面は、環境省及び愛知県庁に備え付けて供覧する。
　平成二十二年十月二十六日
　環境大臣　松本　龍
一　特別地域に次の区域を追加する。
　愛知県春日井市木附町の一部
　愛知県豊田市上高町、山中町及び京ヶ峰の各一部
二　特別地域から次の区域を削除する。
　愛知県豊田市島崎町、藤沢町、富田町、西広瀬町、勘八町及び松平町の各一部
三　第二種特別地域に次の区域を追加する。
　愛知県春日井市廻間町の一部
　愛知県豊田市上高町、山中町、矢並町及び坂上町の各一部
四　第三種特別地域に次の区域を追加する。
　愛知県春日井市木附町の一部
　愛知県豊田市京ヶ峰の一部
五　第三種特別地域から次の区域を削除する。
　愛知県春日井市廻間町の一部
　愛知県豊田市島崎町、藤沢町、富田町、西広瀬町、勘八町、松平町、矢並町及び坂上町の各一部
六　次の単独施設を追加する。

種類	位置
休憩所	愛知県豊田市羽布町（三河湖）
展望施設	愛知県豊田市羽布町（三河湖）

七　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第六十九号

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十二年十月二十六日
　環境大臣　松本　龍